

大和市条例第27号

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成24年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、本則に次の1号を加える。

(3) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表大和市文化財保護審議会の項中「教育委員会」を「市長」に改める。
(大和市つる舞の里歴史資料館条例の一部改正)
- 3 大和市つる舞の里歴史資料館条例（平成10年大和市条例第18号）の一部を次のように改正する。
第5条から第7条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。
第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
(大和市文化財保護条例の一部改正)
- 4 大和市文化財保護条例（昭和38年大和市条例第25号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。
第4条から第8条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。
第9条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に、「教育委員会」を「市長」に改める。
第10条第1項中「変更し」の次に「、」を加え、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条及び第12条の規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(大和市郷土民家園条例の一部改正)

5 大和市郷土民家園条例(平成6年大和市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「大和市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条から第10条まで、第12条から第16条まで、第18条及び第19条の規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第22条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正)

6 大和市下鶴間ふるさと館条例(平成17年大和市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条、第5条、第7条から第9条まで、第11条及び第12条の規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条から第15条までの規定中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表中「第9条」を「第12条」に改める。

(経過措置)

7 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされている処分その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。